

このようにして紡績業の経営は来るべき黄金時代への道をあゆむのである。

以上の事実をみたあと山口氏は製糸金融と対比しつつ次のように紡績業の金融構造を特徴づける。紡績業が株式会社組織であり、設備資金を株式の払込に依存しえたうえ、運転資金の面でも商社(ひいては正金銀行ないし日銀)を利用しえたことは、製糸業がおもに個人ないし組合企業で設備資金をみずから調達せねばならなかったこと、運転資金としても購繭費を売込問屋ないし地方銀行から借入れねばならなかったのにくらべて、はるかに有利であった。しかし、金融のもつ重要性はまた不況期において金融の途をたたれた中小紡績の経営難ないし没落をまねく一方、大紡績はその地位をたかめてゆくことができた点にもあらわれている、と。

以上の分析はモノグラフによってうらづけられ、間然するところがない。ただ、私は以下に本書に述べられたところを補足する意味でつねづね念頭にあった一つの問題を指摘して教えをこいいたいと思う。

それは、本書においてはくわしく指摘されていない国内の綿糸問屋の金融力および金融機能についての分析が重要なのではないかという点である。問屋への綿糸の販売が現金ないしそれに準ずる方法で行なわれえたのは、問屋の金融力がゆたかであり、即金で買取るかわりに、それだけ価格をやすくさせて問屋が高い利益を収めうるという条件があったためではあるまいか。本書のうちにも指摘されているように(87ページ)、明治31年上期の紡績会社株主866名のうち、呉服太物木綿商161名、綿糸商76名が数えられる。また本書のなかで詳細に分析されている尼崎紡においては終始平野平兵衛、竹尾治右衛門、岩田惣三郎らの呉服卸商・綿糸商が経営の中心にある。あるいは、東京の富士紡、東京瓦斯紡の中心にも日比谷平左衛門、村上太三郎、小林吟次郎、前川太郎兵衛ら代表的綿糸商が参加していることや、本書付表株主表のうちにみられる甲府紡、津島紡、日本紡などにも綿糸商の大株主が多いことは注目すべき事実であろう。これらの企業は製品の販売にあたり、重役陣ないし大株主の経営する問屋を経由し、事実上の金融をうけていたとみるべきではないであろうか。別の一例として、『藤正純奉公話』のなかで、藤が「東京の喧し屋前川(太郎兵衛?)商店」に対し、明治32~33年ごろ、鐘紡の武蔵山治や和田豊治が一目も二目もおかされていた事実をのべているのも、当時の問屋対紡績会社の力関係をあらわすと思われる。和田は前川商店の前を人力車で乗り通したというので「大目玉」をもらっているし、武内某は前

川商店の店先でシャツ一枚で寝たというので出入差留めにされている。本書で日露戦争以後紡績会社の自己資金が蓄積されてゆく過程は、同時に紡績会社内部で育った経営者が大株主重役にとってかわる時期であり、さらに綿糸問屋からの自立を果す時期だったとみてよいのではないであろうか。

かつまた、原綿輸入商社としての日本綿花や、内外綿に対しても、国内の綿商の資本と発言力は大きいものがあったことは本書のうちにもくわしく指摘されている通りである。商社に対しても綿商の支配力はつよく及んでいたとみるべきであるとすれば、分析の方法として、紡績会社を中軸にすえ、その前後に商社と問屋をおくという見方で整理すると、国内の綿商の地位がやや低く見られる結果になりはしないであろうか。

以上のべた私見は、繊維産業を中心に、伝統的な国内の卸商の金融力が明治30年代まではなお強く、その後紡績会社の自立がすすんだのではないかという、筆者が年来抱いている仮説にもとづいている。叱正を乞いたい。

以上の感想はもとより本書の内容についての異議を意味するものではない。未墾の原野に精力的な分析を加えた本書は、長くこの分野の standard work としての価値を失なわないであろう。 【中村隆英】

安岡重明

『財閥形成史の研究』

ミネルヴァ書房 1970.1 568ページ

I 本年初頭以来、きびしい大学紛争の中においても研究者(同時に教育者)として蓄積し続けてきた研究成果が、着々として発表されている。600ページに近い本書も、その中のすぐれたもののひとつといえよう。10年間の乏しい成果と、著者が謙虚に語られているのとは、全く正反対に、本書の母胎となった論文の数だけでも20篇をこえている点からしても、著者の精力的な、並々ならぬ努力・精進の跡をうかがいしることが出来よう。

本書は、序論から始まり、第1部鴻池の研究、第2部三井の研究、第3部鴻池・三井両財閥の比較および両者の位置、といった構成をもつ。以下、内容の紹介から始めよう。

II まず、序論において、鴻池家および三井家の経営制度および企業形態の解明をとおして、換言するならば、

二つの財閥史を通じて日本の財閥形成の一般的な見透しが可能であるとすれば、その理由は何かと、設問される。著者は江戸前期に創業した三井・住友らと明治以後、生成・発展した諸財閥とは基本的に同一範疇と見做されたうえで、出資者の同族集団的性格(あるいは閉鎖的な家族主義)を日本の諸財閥に共通する重要点のひとつとして捉え、かかる観点からする追求を通じて、商人資本のもっている属性のいくつかを明らかにされる。そして、鴻池と三井が幕藩制社会の生んだ最高・最大の商人であるがゆえに、われわれは、かかる近世経済社会の最大の遺産の解明を通じて、日本近代資本主義社会における最大の産物たる財閥の内部構造の変化を解明しうる、とされている。

さらに、たとえば飯淵敬太郎氏らの業績に代表される戦前の財閥研究史との対比で、著者はつぎのように指摘される。すなわち第1に、戦前の研究は、日本資本主義論の観点から財閥の占める位置を巨視的に把握しようとしたのに対し、戦後のそれは、第二次大戦後利用可能となった内部資料にもとづいてなされた経営史的研究である、とされる。第2には、戦前の研究が危機的段階に達した資本主義の矛盾を指摘し、それを批判する現実的・実践的立場からなされたため、財閥の生成発展史にまで分析が及ばなかったとされ、これに対して、本書では、封建制から資本制への転換を商人資本がいかにうけとめ、自己の脱皮を計っていったか、に研究の焦点をおかれている。さらに、封建制社会から資本制社会への連続性の理論的把握とも関連させて、いわゆる大塚史学によって展開されている商人資本の把握について、疑義を表明され、個別資本の企業形態(あるいは集中形態)の展開をその手掛りとされる。とくに、株式会社の基本的特質を、有限責任制と株式の譲渡自由との関連の中で把握されようとしている。

第1部では、まず鴻池の出身の検討にはじまり、「算用帳」の検討を通して、資本蓄積の内容を究明されている。それは、寛文10(1670)年から嘉永6(1853)年に至るものであるが、元禄～享保期(1710年前後)にかけて、米を中心とする商取引から、利貸へと鴻池家の事業内容が変化している点に注目する。いわば、酒造・米売買・両替業・諸貸付を内容としたものから、漸次大名貸、それも自己資本による大名貸へ傾倒してゆく。これは三代宗利の家憲制定(享保8年)により決定づけられている。しかも、19世紀(寛政末期)に入ると、大阪における金融機構の変質に伴ない、鴻池家の利貸経営も停滞化せざるをえない。幕末・維新时期に移るや、鴻池家は政治的な動き

については、中立の立場を堅持しようとした。三井大元方のように明確な機関をもたなかったこともあって、阪栄社・蓬萊社も窮極は失敗に帰し、明治10(1870)年5月開業の第十三国立銀行のみを、鴻池の事業として継続したにすぎなかった。

第2部では、三井家の創業、大元方の創設にはじまり、鴻池家の究明とは逆に、維新时期以降の三井組の諸改革、三井銀行および三井物産会社の設立、傘下諸企業の性格、同族団の性格、三井家憲の制定、そして最後に明治42(1909)年創立の三井合名会社の検討に迄、およんでいる。三井家の営業と家制とを一元的に統轄する機関たる大元方は宝永7(1710)年に創設されたが、それは共同企業的結合関係であって、各メンバーに出資するのみならず、寄合を通じて企業職能をも把握し、大元方の負債に対しては、無限責任を負っていたと考えられる。いわば大元方が合名会社の基本条件を備えていたとされる。むしろ、持株会社のような組織だとする見解には疑問を提出されているのである。さらに、三井家の家憲では、奉公人の働きを重視しているのが特徴的であるが、能力のある奉公人が既存の別家を相続するのが一般的であり、別家を相続したという場合、それは本家財産を別家が相続した形をとるか、あるいは、それを譲った形をとっただけにすぎないとされる。つまり、かかる習慣を利用して、三井家は財閥形成過程に、不安定な企業の責任を別家に負わせて危険を回避し、逆にその企業が安定したとき、同族を相続人として送りこんで回収し、傘下の企業として包括していったとされている。

幕末・維新时期の三井家の権力との共生関係への巧みな対応関係は周知の通りであるが、著者は、前述したように、宝永期に合名会社形態をとった三井大元方が、明治初年以降の激動期に、将来、同族的コンツェルンとして特徴づけられる日本の財閥の原型を成立させたと評価される。明治3年6月、明治7年4月、明治11年8月、明治19年4月の諸改革は、当然のこと、三井銀行・三井物産の創立諸事情と深く関連し合っているが、著者は、三井銀行と三井家同苗とが、出資限度以上の責任を負わず、分離された諸企業(呉服店・物産会社)を資本的に所有し、かつ貸借関係として、金融的に支配する役割をもつとされ、株式会社制度の採用なしに、三井はのちの財閥の基本条件を、明治9年段階で実現したが故に、財閥の原型が形成されたとされるのである。さらに、明治憲法施行、民・商法公布と関連して三井傘下営業店の改組案が日程にのぼる。結果的には、合資会社として発足が予定されながらも、無限責任の合名会社として出発して

ゆく。この間の事情をば、著者は一方で三井家の共有財産が分割される危険性と、共有財産をもって直接企業に投資することによって生ずる危険性とが計算されていたとされ、他方では、同族が4つの合名会社の社員になることによって三井組全体からみれば、各会社に対しては有限責任しか負っていないことになる、とされている。この間、中上川彦次郎の改革の企図は、三井銀行を全三井の中心機関とし、持株会社の性格をもつ機関銀行として、財閥コンツェルンを作りあげることにあつた、とされながらも、著者は、三井家の共有財産の運用機構として三井家仮評議会・三井家同族会・三井商店理事会・三井営業店重役会・三井同族会管理部・三井合名会社と複雑な変遷を辿らざるをえなかつた理由をば、積極的企業者精神と安定的な財産所有への志向との葛藤の中に求められている。そして三井合名会社が、一方では戸主権を失った同族を社員から排除する規定によって三井家同族を規制し、他方その所有する財産により直系・傍系諸企業を支配する、という二大機能を併せもつ機関として成立した点に、日本における財閥形成の特質を求められている。

第3部では、まず近世における大商人資本の蓄積のあり方を概観されたのち、鴻池と三井の企業形態をつぎのように比較・要約される。幕藩体制下、享保前後の時期に、巨大な商人資本のなかには、合名会社のあるいは合資会社の資本を結合した企業形態を出現させたこと、しかもこれは本来的な資本の集積・集中ではなく、保守的とでもいふべき商人資本の集積・集中であつたと。

III 前述した鴻池家の「算用帳」、三井家の「大元方勘定目録」の検討のみならず、家憲や諸規則といった尨大な資料を克明に究明された点は、最近における『中上川彦次郎伝記資料』の増補・復刻と並んで、日本の財閥形成史のすぐれた成果である点に、まず敬意を表しておきたい。しかしながら、改めて指摘するまでもなく、近時の「持株会社構想」の論議にも露呈されているように、戦前日本資本主義における財閥の歴史的規定とならんで、そこでの財閥=独占体形成のメカニズムの解明は、すぐれて現代的意義をもっているものと考えられよう。評者も、鉱山業との関連性において、極めて限られた視角から財閥=独占体の形成を追求したことがある。本書に示されているような三井関係資料の検討は、今後一層の展開を十分に期待してよいと思うけれども、単なる制度改革(規則改正)のみでは、決して充分ではない。まさに、産業的基盤との関連性が問題なのであり、著者が戦前・戦後の対比における財閥研究史の進展を、利用可能とな

った内部資料による経営史的研究に求められたことには、一抹の疑念を感ぜざるをえない。戦前段階とは、当然こととなった意味での、まさに国独資段階での危機的な現状認識からする財閥=独占体形成史の要請が当然に存在すべきものなのではあるまいか。とするならば、合名会社形態か、あるいは合資会社形態か、さらに又同族コンツェルンとしての特徴づけを明治初年に求めることを通じて、日本における財閥の原型を措定されるのではなくて、当該日本資本主義の形成・確立(=独占転化)のメカニズムの中で掘え直す必要があつたのではあるまいか。それゆえに、有限責任制の制度的な変遷の追求が重要問題なのではなくて、逆にその閉鎖的かつ家族的な資本蓄積の必然性と(昭和前期ないしは戦後期における)株式公開の意義を解明することこそが、財閥形成の断面をも明らかにするものであつた、といふべきなのではあるまいか。ともあれ、「経営制度および企業形態の解明」にとどまらず、経営史的研究をも含めての、財閥(形成)と日本資本主義の構造的関連性の追求こそが、本来の「財閥形成史」の課題であつたといふべきであろう。

【加藤幸三郎】

中村隆英・原 朗編

『国家総動員(一)経済』

みすず書房 1970.2 783 ページ

(現代史資料43)

『国家総動員』という題の尨大な資料を含んだ書物をここに書評の素材にしようとする理由はほかでもない。戦前のわが国資本主義発展の過程はいくつかの戦争の影響を抜きにしては理解できないということがその第1点である。明治期のテーク・オフ期には日清戦争によって巨額な賠償金の入手が可能となり、鉄道や八幡製鉄の建設に大きく寄与した。続く日露戦争も、この産業規模の拡大を土台にして遂行されたとみることもしよう。さらに、第1次大戦は日本にとって飛躍的に貿易と国内経済を拡張する重要な契機となつたことは今日否定する人はいない。わが国はこのようにして一路軍備拡張の軌道の上を走つたのであるが、第2次大戦への突入は、国民経済を逆に急速に縮小再生産の方向に追いやらざるをえなかつた。戦争は経済成長を刺激する役割を演じたこともあつたが、逆にこれを破局に導くという経験も、われわれは持つことができた。影響がプラスであつたにせよ、